

## 地域子育て支援センター通信

地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が安心して地域で暮らし、子育ての喜びを分かち合える「場」や、保護者や子どもたちが交流できる「場」の提供をしています。出産や育児の悩みや日々の暮らしの相談にのり、楽しく子育てができるようにお手伝いします。大人・子ども・みんなの遊び場、支援センターにお気軽に遊びに来てください。

### 【活動内容】

#### ★フリーデー

毎週月曜日～金曜日  
午前9時～正午、午後1時～午後4時45分  
室内遊具や絵本など親子で自由に楽しめます。

#### ★佐賀おでかけ広場

佐賀地域へ出張します。親子で自由に楽しめます。  
大方地域の地域子育て支援センターも開所しています。

#### ★子育て相談

毎週月曜日～金曜日  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
電話相談、来所相談、家庭訪問を行います。

### 【利用対象】

町内在住（もしくは祖父母が在住）で、保育所・幼稚園に通っていない就学前の乳幼児とその保護者（家族）。また、妊婦の方、里帰り中の方も利用できます。  
※保育所や幼稚園に通っている人や、小・中・高校生などは利用をご遠慮いただいています。

これからママ・パパになる人も気軽に遊びに来てください。外出を控えている方が多いと思いますが、電話での相談も行っていますので、気軽にお電話ください。

### 2月の予定

#### ★佐賀おでかけ広場

毎週火曜日 午前9時～午前11時  
○2月生まれさんの誕生会 21日(火)  
○おひなさまの手形アート 28日(火)  
場所 あったかふれあいセンターさが(旧佐賀保育所)  
☎31-4807  
(悪天候の日はおでかけできない場合があります。)



#### ★いっしょに遊ぼう

午前10時30分～午前11時  
○節分行事 3日(金)  
○英語であそぼう 9日(木)  
黒潮町国際交流員(CIR) クレーマ・リンストロームさん  
○2月生まれさんの誕生会 16日(木)  
○おひなさまの手形アート 24日(金)

#### ★第11回「子育て講座」

2日(木) 午前10時30分～午前11時30分  
「発達と基本的な生活習慣について」  
講師 黒潮町保健師 周治 麻衣さん  
場所 地域子育て支援センター  
(各種事情により、急遽変更になる場合があります。お電話でご確認ください。)

○相談・お問い合わせ 地域子育て支援センター(大方中央保育所内) ☎43-0512

## ねんきんコーナー

お得な保険料の口座振替による納付の前納制度の概要

口座振替(預貯金口座からの引き落とし)や納付書による前納制度をご利用されますと、保険料をお得に納付することができます。  
最大2年分(令和5年度は令和7年3月分まで)の保険料をまとめて納付できるようになっており、毎月納付書で納付するより、便利にお得に納付することができます。  
この機会にぜひ「口座振替納付」または「納付書でのまとめ払い」をされることをお勧めします。  
ご希望の方には申込用紙を送付しますので、幡多年金事務所までご相談ください。(☎34-1161 6音声案内2↓2押下)

口座振替を利用することで国民年金保険料をお得に納付できます

#### ★お徳①

口座振替で2年分まとめて納付すると、毎月納付書で納付するより最大1万5千790円割引されます(令和4年度の場合)。

#### ★お徳②

口座振替でのみ利用できる納付

方法がありお得です。  
※毎月納付であっても当月末に引き落としすることで50円割引されます。

★お徳③  
手数料がお得です。

※残高不足であっても、翌月にもう一度引き落としされるため便利です。  
※ご本人様以外の方の口座から引き落としすることができません。

保険料の納付は口座振替による2年前納が一番お得です

●6カ月前納(令和5年4月から9月分)の場合、4月末に6カ月分を一括引き落としします。  
(令和4年度の保険料は9万8千410円、割引額は1千130円)

●1年前納の場合、4月末に1年分を一括引き落としします。  
(令和4年度の保険料は19万4千910円、割引額は4千170円)

●2年前納の場合、4月末に2年分を一括引き落としします。  
(令和4年度の保険料は38万1千530円、割引額は1万5千790円)

各前納の申し込み期限は、いずれも令和5年2月末までとなっています。

※各前納の保険料の金額や割引額について、令和5年度は変更になる場合があります。

## 前納(2年・1年)の 申し込みを希望される方へ

令和4年度の申し込みはすでに終了しています。今回のご案内により令和5年2月末までにお手続きをいただくと、令和5年4月から前納が開始されます。

それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です(注)・すでに納付書により令和5年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和5年4月末から引き落としが開始されます。

納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申し込みができます(割引額は口座振替納付の場合と異なります)。  
お問い合わせ

☎ 4312800

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 5513701

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 3411616

知っていますか? 保険料の  
免除・猶予制度

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発

生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

2月中旬以降、日本年金機構 幡多年金事務所から順次お知らせを送付しますので、届いたら必ず開封してご確認ください。同封されているハガキ形式の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に、必要事項を記入してポストに投函することで、令和4年度分(令和4年7月から令和5年6月分)の免除・納付猶予を申請することができます。ただし、申請することができません。ただし、学生の方や令和4年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。申請を忘れていた期間がある方は、左記へご相談ください。

お問い合わせ

☎ 4312800

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 5513701

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 3411616

日本年金機構 幡多年金事務所

## 住民課からのお知らせ

令和5年度町県民税など  
の申告について

令和5年1月1日現在黒潮町に在住する世帯に1枚の申告書を配付しています。

「申告書の提出が不要な方」に該当しない18歳以上の方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でもその旨を記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税などの算定資料としても使います。また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使います。

申告書の提出がない場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられない、所得証明書の交付ができないなどの場合があります。収入のなかった方や、障害年金・遺族年金などの非課税年金を受給している方も申告が必要となります。

ですので、期限内の申告をお願いします。

ただし、次に該当する方は提出は不要です。

### ◆申告書の提出が不要な方

- ① 所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出された方
- ② 昨年中の収入が公的年金のみの方で、扶養控除、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- ③ 昨年中の収入が給与(1カ所)のみの方で、勤務先より年末調整の給与支払報告書が提出されている方
- ④ 昨年中の収入が全く無く、黒潮町内の方に税の扶養をされている方

### ◆申告の際に必要なもの

- ① 収入や経費がわかるもの(給与、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、収入の明細や経費の領収書など)
- ② 生命保険や地震保険の控除証明書
- ③ 国民年金などの支払証明書
- ④ 医療費控除の明細書(内訳書)

※①、④については事前に集計をしておいてください。

### ◆本人確認について

本人確認のため「マイナンバーカード」をお持ちください。

・マイナンバーカードをお持ちでない方  
個人番号通知カードと次のような顔写真付のもののうちいずれかひとつ

運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード など  
顔写真付のものがない場合  
個人番号通知カードと次のようなものふたつ

健康保険証・年金手帳 など

◆受付期間  
2月16日(木)～3月15日(水)

※年金受給のみで所得税の還付を受けた方は2月13日(月)から15日(水)も受け付けます。

※次の日程で休日も申告の受付をします。

本庁 3月4日(土)  
佐賀支所 3月5日(日)

¥ 扱っていないものが  
軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったたり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、翌年度も軽自動車税(種別割)がかかります。

このような車両がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が異なりますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続き先・連絡先
○原動機付自転車 (125cc以下)	本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113
○軽自動車	軽自動車検査協会(高知市長浜) ☎050-3816-3125
○125cc超のバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

¥ 農耕車には軽自動車税がかかります

農耕車とは、トラクター・乗用装置付のコンバイン・田植機・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路

を走らなくても軽自動車税(種別割)がかかります。農耕車を登録されていない方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買う替え、廃車にしたときも、担当窓口で手続きが必要です。

◆登録に必要なもの

・車名  
・車台番号  
・総排気量(または馬力)  
※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印かんも必要になります。

¥ 軽自動車税の減免について

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。

◆対象となる車両

・障がい者が所有し、自らが運転する車  
・障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者)と生計を同じくする方を含む(が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学などのために運転する車)  
・障がい者(のみ)の世帯の方が所有し、

常時介護する方が障がい者の通院通学などのために運転する車

※障がい(の程度など)による制限があります。また、軽自動車、普通自動車併せて1台に限ります。

◆申請に必要なもの

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳  
・マイナンバーカードまたは通知カード  
・運転者の運転免許証  
・自動車検査証  
・減免申請書(担当窓口にあります)  
※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期間(令和5年度分)

5月24日(水)まで  
※4月1日現在、所有している車に限ります。

※4月2日以降に車を取得したり、障害者手帳の交付を受けた方は、翌年度から対象となります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係  
☎ 43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第1係  
☎ 55-3113